

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター

第3期中期計画（案）

（令和7年度～令和10年度）

20250205版



目 次

前 文	1
-----------	---

第 1 中期計画の期間 2

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 に関する目標を達成するためとるべき措置 2

1 医療センターとして担うべき役割	2
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	2
(2) 救急医療	4
(3) 小児医療	5
(4) 周産期医療	5
(5) がん医療	6
(6) 高度・専門医療	7
(7) 災害時医療	10
(8) 新興感染症への対応	10
(9) その他の役割	11
2 患者満足度の向上	13
(1) 患者満足度の向上	13
(2) 院内環境の快適性の向上	14
3 信頼性の向上と情報発信	15
(1) 医療の質・安全対策	15
(2) 情報発信、個人情報保護	16
4 地域医療機関等との連携強化	17
(1) 地域医療支援病院としての機能強化	17
(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献	18

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するた めとるべき措置 19

1 業務運営体制の構築	20
(1) 内部統制	20
(2) 医療資源等の有効活用	21
2 人材の確保と育成	22
(1) 人材の確保	22
(2) 人材の育成	24
(3) 人事給与制度	25

(4) 職員満足度の向上	26
--------------------	----

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 27

1 経営基盤の確立	27
2 収入の確保	28
3 費用の節減	29

第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置 29

1 中河内救命救急センターの運営	29
2 施設整備に関する事項	30

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 31

1 予 算（令和7年度から令和10年度まで）	31
2 収支計画（令和7年度から令和10年度まで）	33
3 資金計画（令和7年度から令和10年度まで）	34

第7 短期借入金の限度額 35

1 限度額	35
2 想定される短期借入金の発生事由	35

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画 35

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 35

第10 剰余金の使途 35

第11 料金に関する事項 35

1 料金	35
2 減免	36

第12 地方独立行政法人市立東大阪医療センターの業務 運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運 営に関する事項…………… 36

- 1 中期目標の期間を超える債務負担……………36
- 2 積立金の処分に関する計画……………36
- 3 前2号のほか、法人の業務運営に関し必要な事項……………36

理 念

「誠実な医療」を地域の人々に

基 本 方 針

- 1 市民に信頼される、安全・安心な質の高い医療を提供します
- 2 患者さんを中心とした多職種協働を実践・推進します
- 3 地域の医療・保健・福祉等の機関と連携し、地域医療の充実に貢献します
- 4 豊かな人間性と確実な技能を持った医療人を育成します
- 5 透明性の高い、効率的な病院経営に努めます

前 文

平成 28 年 10 月、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という。）は、地域住民の健康維持・増進に貢献するため設立された。設立以来、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院として、高度急性期・急性期医療を中心に、地域医療を担ってきた。新型コロナウイルス感染症への対応など、公立病院としての責務を果たしながら、市民が安心して受診できる医療の提供に努めてきた。

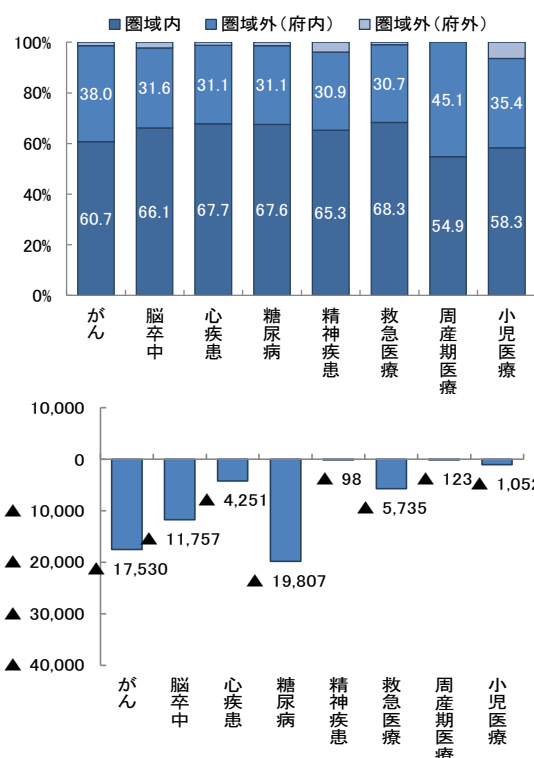
医療センター第 3 期中期計画（以下「第 3 期中期計画」という。）では、東大阪市の第 3 期中期目標、地域医療構想及び公立病院経営強化ガイドラインに基づき、中河内二次医療圏（以下、圏域という。）における中核病院として、以下（2 頁～）の取り組みを策定する。

圏域における入院患者の 3 割を超える圏域外流出という現状を受け、地域医療支援病院として、急性期医療、特になん診療・救急医療（脳疾患・心疾患含む）の充実を図る。また、小児・周産期医療をはじめとする政策医療の強化、新興感染症発生時や災害時に備えた医療体制の整備を行う。質の高い医療提供のため、人材確保、環境整備、設備投資を積極的に行い、地域医療について、圏域内完結率向上を目指す。

さらに、地域の医療・介護・福祉機関、市関係部局との連携を強化し、機能分化に則したスムーズな転退院を促進することで、超高齢社会・人口減少社会を見据えた持続可能な医療体制の構築を図る。

なお、第 3 期中期計画は、公立病院経営強化プランを兼ねるものとする。

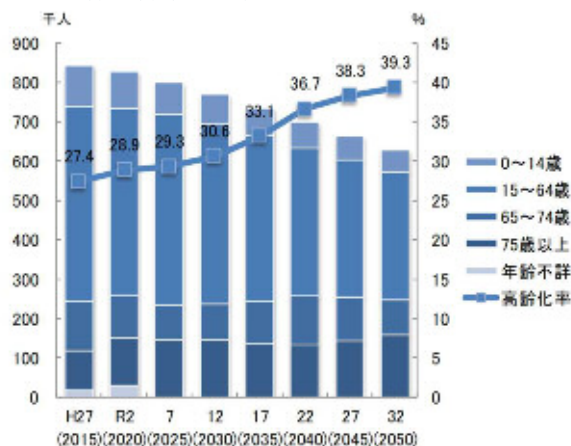
<入院患者の圏域外への流出割合> (患者の入院先医療機関の所在地)



【背景（中河内二次医療圏）】

(第 8 次大阪府医療計画より一部引用)

<大阪府・将来人口推計>



第1 中期計画の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜中期目標＞

東大阪市及び中河内二次医療圏の中核病院として、高度急性期・急性期医療を中心に、誠実で安全な医療を提供すると共に、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、地域の医療水準の向上に貢献すること。

また、信頼できる対応、患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を意識した治療、より快適な環境整備等に努めること。

1 医療センターとして担うべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

＜中期目標＞

地域医療構想を踏まえ、医療センターとして果たすべき役割を明確化し、その実現に向けた具体的取組みを実行すること。

ア 地域医療構想において、医療センターは高度急性期・急性期医療を提供する地域中核病院の役割を担う。

イ 地域医療について、圏域内完結率向上のために、高度な急性期医療を必要とする入院診療に注力する医療機能分化と、地域の介護・保健・医療機関、医師会、行政機関との連携を推進し、地域包括ケアシステムを支える役割を担っていく。

ウ 外来診療においては、地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関として、専門外来の確保・拡充及び一般再来外来の縮小を図っていく。

エ 市内の病院、医師会、保健所、消防局、訪問看護ステーション等と、定期的に会議を行い、情報共有、課題解決に取り組む。

機能別病床数及び今後検討している病床数

(単位 床)

	2024年度の病床機能 報告の病床数	2025年度に検討 している病床数	2027年度に検討 している病床数	2028年度に検討 している病床数
高度急性期病床	130	283	283	283
急性期病床	390	237	237	237
合 計	520	520	520	520

前述の役割を担う高度な医療を提供する施設として、さらなる質の向上を目指し、以下の施設認定・施設基準の新規取得・継続に取り組んでいく。特に、DPC 特定病院認証を取得し、データに基づいた医療提供体制を強化することで、患者中心の医療の実現を目指す。また、高度急性期病床の増床に伴い、ハイケアユニットの整備を行う。

【新規取得、継続、高次を目指す施設認定】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
(国) 地域がん診療連携拠点病院	指 定	継 続
(国) がんゲノム医療連携病院	指 定	継 続
(国) 臨床研修病院（基幹型）	指 定	継 続
(国) 特定行為研修指定研修機関	指 定	継 続
(府) 地域医療支援病院	承 認	継 続
(府) 災害拠点病院	指 定	継 続
(府) 地域周産期母子医療センター	認 定	継 続
(府) 難病診療連携拠点病院	指 定	継 続
(府) 救急告示医療機関（二次救急）	指 定	継 続
日本医療機能評価機構認定病院	認 定	継 続
卒後臨床研修評価機構認定病院	認 定	継 続
DPC (診断群分類包括評価) 対象病院	標 準 群	特定病院群

【新規取得、継続、高次を目指す施設基準・体制加算】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
急性期充実体制加算	取 得 済	継 続
医師事務作業補助体制加算 1	2 5 対 1	1 5 対 1
急性期看護補助体制加算（25 対 1）1(5 割以上)	取 得 済	継 続
医療安全対策加算 1	取 得 済	継 続
医療安全対策地域連携加算 1	取 得 済	継 続
感染対策向上加算 1	取 得 済	継 続
特定集中治療室管理料 1	取 得 済	継 続
ハイケアユニット入院医療管理料 1	—	取 得

(2) 救急医療

<中期目標>

- ア 24時間365日の救急医療体制の維持・充実を図ること。
- イ 中河内救命救急センターとの連携を強化することにより、救急医療の充実に努めること。

ア 地域医療支援病院として、24時間365日体制で救急患者を受け入れる「断らない救急医療」を推進していく。救急医療のさらなる充実を図るため、以下の施設整備、体制構築（救急科医師の確保含む）を行う。

- ・救急外来（小児科外来を含む）の改修：救急患者の急増に対応するため、救急外来を全面改修し、診察室及び初療室を増設、また専用病床を新設する。小児患者への配慮として、キッズスペース等、温かみのある空間を提供する。
- ・救急患者用CT検査装置整備：救急外来に隣接してCT検査装置を設置し、迅速な診断と治療を可能とする。
- ・患者動線への配慮：発熱患者・感染症患者と一般救急患者との動線が交差しないうように配慮する。
- ・東大阪市消防局との連携強化：東大阪市消防局の救急ワークステーションを設置し、救急隊員の教育・訓練を支援するとともに、救急搬送患者の受け入れ体制を強化する。
- ・下り搬送体制の構築：救急患者の約半数をしめる軽症中等症患者、特に誤嚥性肺炎の高齢者に対して、救急専用病床を活用し、高度な医療が必要な重症患者へのベッドの空きを確保する。また、夜間に入院が必要な軽症中等症患者の適切な治療と、翌日又は3日以内の円滑な転院を促し、効率的な『下り搬送体制』を整備する。専門的な看護師や事務職を配置し、医師の負担を軽減することで、より効率的な医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携を強化し、患者情報の共有やスムーズな転院手続きを行うことで、円滑な運用を目指す。

イ 中河内救命救急センターとの連携を深め、地域全体の救急医療を強化する。検査結果、治療経過、薬剤情報などをリアルタイムに共有し、円滑な患者搬送を実現する。医師の応援体制を構築し、人員不足時の医療提供を支援する。超急性期脳卒中や急性心筋梗塞、大動脈解離などの重症患者に対しては、医療センターで緊急対応する体制を強化し、産科周産期三次救急については、中河内救命救急センターにおいて、緊急対応体制を構築する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
救急搬送受入件数（件）	6,753	8,500
救急搬送入院患者数（人）	2,732	3,800
地域救急貢献率（％）（圏域内）	13.1	>15.0

(3) 小児医療

<中期目標>

小児救急病院として、小児救急医療体制の充実を図ること。

- 圏域における小児救急医療体制（輪番制）の中で小児地域医療センターとして中心的役割を担う。水、金、日の小児初期救急医療・二次小児救急医療を継続して行う。また地域の休日診療所等とも協力する体制を継続する。
- ・感染性疾患や喘息、アレルギー疾患、血液疾患などの検査・治療が必要な小児の外来及び入院医療を継続して行う。
 - ・発熱児と非発熱児の動線に配慮した小児発熱外来・小児科外来を整備する。（現小児発熱外来周辺の改修）
 - ・長期入院する児の在宅移行におけるサポートを積極的に行うとともに、医療的ケア児の在宅療養を支えるためのレスパイト入院を引き続き行う。また、療養生活を送っている児の症状増悪に際しては、地域の医療機関や緊急対応可能な医療機関との連携のもと積極的に児を受け入れる。
 - ・増加する児童虐待（ネグレクト含む）に対し組織的なサポートを各種機関と連携のもとに行い、児童と家族を見守る体制を維持する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
小児科延入院患者数（人）	8,260	9,000
小児救急患者数（人）	6,267	6,500

(4) 周産期医療

<中期目標>

- ア 地域周産期母子医療センターとして、受入機能の充実に努めること。
- イ 公的病院として特定妊婦を受け入れ、出産・育児へのケアを行うこと。

- ア 地域周産期母子医療センターであるとともに、産婦人科診療相互援助システム（OGCS）参加施設として受入機能（産科危機的出血、妊婦心停止・死戦期帝王切開、超緊急帝王切開、新生児蘇生などへの緊急対応含む）を充実し、安心・安全な周産期医療を提供する。また、少産時代の妊産褥婦が求める快適な生活環境を提供し、母児同室における親子の生活リズムを整える一環として入院居室の簡易個室化による母子の療養環境を整える。
- イ 近隣の産科病院、医院との連携をより強固にしていくことで特定妊婦の受け入れ体制を強化する。

またハイリスク妊娠、妊婦への虐待、メンタルヘルスケアを必要とする妊産婦

について院内精神科医との連携により、安心して子供を産み育てられる周産期医療体制を構築する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
総分娩件数（件）	356	500
ハイリスク分娩件数（件）	46	100
地域分娩貢献率（％）（圏域内）	7.2	10.1

（5）がん医療

＜中期目標＞

国指定の地域がん診療連携拠点病院としてがん診療機能を強化すること。

ア 国指定「地域がん診療連携拠点病院」として、主な8つのがんをはじめとするがん患者に、外科治療・放射線治療・化学療法及び緩和医療を効果的に組み合わせた集学的・総合的医療を提供する。

- ・圏域唯一の「がんゲノム医療連携病院」として、がんゲノム医療拠点病院である大阪国際がんセンターと密に連携し、各がん腫に対するオーダーメイド医療に積極的に取り組む。
- ・腫瘍科医の確保、がんゲノム医療コーディネーターの育成、遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）に対して、乳腺外科、産婦人科で協力し予防手術を含めたHBOC患者に対する全人的医療の提供を目指す。
- ・医師派遣に向けて経営幹部による大学への働きかけを強化するとともに、呼吸器については、呼吸器外科、臨床腫瘍科及び内科系医師により対応しつつ、肺がんに特化した呼吸器内科の再開を目指す。
- ・手術支援ロボットについて、2台の効率的活用を図るとともに、現在実施している泌尿器、上部・下部消化管、婦人科領域に加え、呼吸器領域での実施に取り組む。
- ・新たなリニアック導入で、これまでより難易度の高い照射が可能となり、患者負担の軽減と高単価の放射線治療を行う。



「Image courtesy of Varian Medical Systems, Inc. All rights reserved.」

- ・分子標的薬や免疫チェックポイント阻害剤の増加により、抗がん剤治療は減る傾向にあるが、薬物療法の一定数の確保に努める。
- ・多職種からなる緩和ケアセンターが、緩和ケア外来・緩和ケア病棟・緩和ケアチームの統括を行い、効率的に情報共有を図りながら入院通院を問わず緩和ケア提供の更なる充実を目指す。
- ・研修会、カンファレンスの開催により、地域の緩和ケアをリードし、在宅緩和ケア体制を支援する。

イ がんに関する相談支援と情報提供について患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者と家族にとってより相談しやすい支援体制を実現する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
がん手術件数（件）	747	800
がん放射線治療新患者数（人）	272	280
がん外来薬物療法（化学療法）延患者数（人）	4,850	4,200
院内がん登録件数（件）	1,664	1,700

（6）高度・専門医療

＜中期目標＞

脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患を中心とした高度で質の高い専門医療の提供に努めること。

圏域の中核病院として、5疾病のうち上述のがん医療以外4疾病（脳卒中等の脳血管疾患、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）及び超高齢社会における高齢者に対する治療を中心とした高度で質の高い専門医療を積極的に提供する。

ア 脳卒中等の脳血管疾患

- ・脳神経外科と脳神経内科で協力し、救急隊員からの「脳卒中ホットライン」の24時間365日体制を継続し、超急性期血栓溶解療法（t-P A）、脳外科的直達手術並びに脳血管内手術を増加させるとともに脳卒中専用病床の効率化を図っていく。あわせて体制強化のための医師確保に努める。
- ・脳卒中の各疾患に最適な内科治療を集中的に行い、早期の回復へ繋げる。
- ・原因となる基礎疾患や血管障害の悪化因子を明らかにし、再発予防に向けた治療を行い、地域医療機関等へ情報提供を行い連携する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
脳ホットライン受入件数（件）	252	280

イ 心筋梗塞等の心血管疾患

- ・循環器内科と心臓血管外科が一体となり、すべての循環器疾患に対応する体制を拡充する。あわせて体制強化のための医師確保に努める。
- ・I A B P (大動脈内バルーンパンピング)、P C P S (経皮的心肺補助) など、重篤で緊急性の高い循環器疾患患者に 24 時間体制で対応する。
- ・内科的治療抵抗性の外科的治療を要する冠動脈、弁膜症などの心疾患の外科的治療を提供する。
- ・急性心筋梗塞や大動脈解離などの緊急手術が必要な疾患に対して、24 時間 365 日対応する体制を確保する。
- ・T A V I (経カテーテル的大動脈弁置換術) の施設基準を維持する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
冠動脈インターベンション (PCI) (件)	259	300
心臓胸部大血管手術件数 (件)	88	100

ウ 糖尿病

- ・二次予防・重症化予防及び三次予防に重点を置いた医療を提供する。
- ・糖尿病性腎症の重症化リスクの高い医療機関未受診者等に対して、市と連携し市民への広報等を通じて受診勧奨を行い、かかりつけ医での治療に繋げる。
- ・重症化リスクの高い者に対して対象者を選定して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止する。
- ・近隣医療機関で血糖コントロール・合併症で治療に難渋する症例について柔軟に受け入れを行い、各診療科・部門で協調して治療に当たる。
- ・併存症として糖尿病を有する各種疾患については、必要に応じて治療法の見直しの可否を検討し、近隣医療機関に情報提供を行う。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
血糖コントロール不可例の教育入院件数 (件)	25	30
市民公開講座開催 (年1回以上)	—	実 施

エ 精神疾患

- ・精神科専用病床は持たないが、身体合併症のための入院患者の心のケア、コンサルテーション (精神科リエゾン) や認知症患者の周辺症状 (B P S D) には積極的に対応する。
- ・認知症外来診療を引き続き脳神経内科及び精神科で行う。これまでの精神科で

の「もの忘れ外来」に加え、認知機能検査外来も開始し、アミロイドPETなど高度な画像診断の要件となる認知症機能検査を積極的に実施し、認知症外来診療を強化していく。

- ・依存症やその他の専門治療プログラムが必要な疾患など、医療センターで対応困難な場合には、対応可能な精神科施設を紹介する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
外来延患者数（精神科）（人）	3,657	5,000
認知症ケア加算算定の実績件数（件）※	8,110	8,000

※新たに開始したリエゾン加算との併算定不可のため件数は抑制される。

オ 高齢者医療

- ・超高齢社会において、今後も増加が予想される認知症及び軽度認知障害（MCI）患者に対し、精神科による認知症外来診療（もの忘れ外来）、脳神経内科による認知症治療を積極的に行い、地域包括ケアシステムの一環としての多職種連携の推進を図る。
- ・軽度認知障害（MCI）に対するアミロイドPETなど高度な画像診断機器によるアルツハイマー病早期診断、そのための認知機能検査外来（精神科）及び保険適用になった治療薬の抗アミロイドβ抗体薬投与についても積極的に行う。そのための精神科と脳神経内科の連携強化を図る。
- ・今後も増加することが予想される高齢者の大腿骨骨折に対し、対応のための強化を図る（最新の整形外科治療法の導入含む）。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
抗アミロイドβ抗体薬導入件数	—	15



アミロイドPET-CT

(7) 災害時医療

<中期目標>

ア 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えると共に、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。

イ 災害拠点病院として求められる機能の維持・向上に努めること。

ア 災害その他緊急時には、東大阪市地域防災計画に基づき、東大阪市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、BCP（事業継続計画）、水害時避難確保計画及び防火・防災管理に係る消防計画など災害関連マニュアルに基づき、病院事業の継続に努めるとともに法人自らの判断で医療救護活動を行う。また、医薬品、食料等の備蓄、非常用電源の確保を継続する。

イ 医療センター及び中河内救命救急センターで共同し、圏域唯一の災害拠点病院として、他の災害拠点との連携、地域の災害協力病院との連携を深めていく。

災害医療の知識・技術の向上、災害時対応システムの構築、地域医療機関と連携した合同災害訓練の拡充を図る。また、大規模災害発生時の援助要請に応えるため、災害時医療派遣チーム（DMAT）・災害支援ナースの養成と維持及び機能強化を図る。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
災害関連マニュアル（BCP、水害時避難確保計画、防火・防災管理に係る消防計画）の点検・見直し	実 施	継 続
中河内救命救急センターとの合同災害訓練の実施（1回/年）	実 施	継 続
日本DMAT隊員の養成・維持	12名	12名以上
災害支援ナースの養成・維持	2名	2名以上

(8) 新興感染症への対応

<中期目標>

新型コロナウイルスによる感染症等、健康危機事象が発生した時は市の担当部署等と連携してその対応を講じ、公的病院としての役割を果たすこと。

ア 自治体立の地域中核病院として、また新興感染症に係る協定締結医療機関として、大阪府・東大阪市保健所等からの要請に従い、感染症専用病棟、帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター並びに発熱外来を整備し、中河内救命救急センターと連携し、市民の期待に最大限応える体制を構築する。

イ 既存の院内感染防止対策マニュアル及び新興感染症発生を想定したBCP（事

業継続計画)を定期的に見直し、整備する。

ウ 発熱者・感染患者(疑い患者を含む)と非発熱者、特に基礎疾患を持つ患者との動線分離に最大限配慮した、適切な救急医療を提供できる救急外来体制を構築する。

エ 新型コロナウイルス及びその他の新興感染症に関する情報収集を継続すると共に、マニュアルや院内感染対策用の備品を整備する。

オ 人材面において感染拡大にも対応できるよう、常勤の呼吸器内科医の確保、感染制御にかかる医師・看護師の育成に取り組んでいく。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
院内感染防止対策マニュアルの点検・見直し	実 施	継 続
新興感染症発生時 BCP の点検・見直し	整備案策定	実 施

(9) その他の役割

<中期目標>

ア 検診、公開講座等を通じて疾病予防の啓発を行うこと。

イ 難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。

ウ 臨床研究を行うことにより、治療方法の開発や病気の原因解明に取り組むこと。

エ 市が行う保健・福祉関連施策に協力し、関係部署との連携を図ること。

ア 予防医療

専門性の高い領域の市民検診(がん検診[胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん])、市民向け公開講座の開催などを行い、特に5疾病に対する疾病予防の啓発に努め、市民の健康維持に寄与する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
市民公開講座開催(年1回以上)	未 実 施	実 施
がん検診の実施	実 施	継 続

イ 難病医療

大阪府難病診療連携拠点病院として、指定難病に関する専門医療の提供、保健所や在宅医等の関係機関との連携、市民への情報提供を行うことにより、患者が住み慣れた地域において、身近に専門医療(難病診療連携体制)を安心して受けることができ、療養を継続できる体制を院内の難病診療委員会を中心として構築していく。その達成のため、医師のみならず、多職種の協働が必要であることから、各職種での人材を育成していく。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
難病患者等入院診療延件数（件）	1,854	2,500

ウ 治験・臨床研究の推進

- ・先進的な医療や治療方法の開発に資するため、臨床研究を積極的に実施する。
- ・新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
臨床研究新規実施件数（件）	54	60

エ 保健福祉行政との連携

- ・大阪府中河内保健医療協議会、東大阪市要保護児童対策地域協議会などの会議体への参画を通じて、社会・医療問題に適切に対応できるよう大阪府、東大阪市等行政機関との連携を深め、市民の健康の保持増進に寄与していくとともに、院内においても多様な相談に応じていく。
- ・東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）との連携を図る。
リハビリテーションが必要な運動発達遅滞を有する児に対し積極的な紹介を継続する。また言語発達遅滞を有する児の原因検索及びフォロー目的にて紹介し当院と連携して診療を行う。
- ・国・大阪府・東大阪市が推奨する「人生会議（ACP：アドバンス ケア プランニング）」について、啓発するとともに、医療従事者として必要なサポートを行えるよう院内教育も行っていく。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
東大阪市立障害児者支援センター（レピラ）への紹介件数（件）	26	30

2 患者満足度の向上

(1) 患者満足度の向上

<中期目標>

- ア 患者満足度を向上させることは、経営の健全化にも繋がる重要な要素であることから、定期的にアンケートを行うなど、患者の満足度のモニタリングを行い、満足度の向上に努めること。
- イ 院内で働く全ての職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、研修等により日々向上に努めること。
- ウ 入院患者を中心としたきめ細やかな配慮を行うことで、入院中の生活面での不安を取り除き、病状の回復に専念できる快適な環境を提供すること。
- エ 外来患者の診察・検査・会計の待ち時間を短縮し、院内滞在時間の短縮に努めること。
- オ 高度急性期・急性期の医療機関として、退院後の生活をも見据えた診療計画と医療を提供すること。

- ア 患者満足度調査（入院・外来）を引き続き実施して、医療環境及び患者サービスの現状と課題を把握し、患者満足度の向上につなげる。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
入院患者満足度>90%	達成(99.1)	継続
外来患者満足度>90%	達成(97.2)	継続

- イ 患者等のご意見及び患者満足度調査結果に対して、関係部署で迅速な改善に取り組み、対応策を院内掲示等で公表して患者サービスの向上を図る。普段から接遇の大切さを浸透させ、全職員が常に患者や家族の立場に立ち、誠意を持った対応をすることに取り組む。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
職員接遇研修会開催（年2回以上）	実施	継続

- ウ 患者総合支援センター及び地域医療連携室の入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従又は専任の看護師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士を配置し、入院前から患者が安心して療養に専念できるよう診療内容、入院期間、退院後の在宅療養に関する説明を行い、患者の同意（インフォームド・コンセント）を得た上で診療を開始する（入院前支援体制の充実）。

- ・患者支援窓口（医療相談窓口）において、患者等からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等に関する相談について丁寧に対応する体制を充実させる。

- ・入院患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った上で入退院支援を行う。

【指標】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
入院時支援実施件数（件）	7,254	7,500

エ 外来での院内滞在時間短縮のため、外来業務プロセス改革を継続して行う。

- ・患者満足度調査で実態を調査する。

【指標】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
患者待ち時間アンケート（外来）＞80% （患者満足度調査項目）	未 達 成 (75.7%)	達 成

オ 上記のウと同様の入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師及び社会福祉士を配置し、患者が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう支援する。

- ・入院後早期より長期入院や退院困難な要因を有する患者を抽出し、退院支援看護師、社会福祉士及び関係職種（薬剤師、管理栄養士、理学療法士など）による退院支援計画書策定など、退院調整を行う体制を充実させる。
- ・入院患者に対して、地域かかりつけ医療機関や介護サービス事業所等との連携を推進した上で、社会福祉士及び退院支援看護師が介入し、早期退院または転院に向けて調整する。

【指標】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
入退院支援実施件数（件）	10,488	14,000

カ 退院後の療養について、在宅療養担当医療機関又は介護保険施設等と共同して説明・指導の支援を行う。共同指導は対面で行うことが原則であるが、ビデオ通話が可能な機器を用いて行うことも可能とする。

(2) 院内環境の快適性の向上

＜中期目標＞

- ア 患者や来院者に、より清潔で快適な療養環境を提供するため、院内の整理、整頓及び美化に努めること。
- イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。
- ウ ボランティアの受け入れを推進し、病棟など多様な分野へのボランティア活動の拡充を図ること。

ア 患者や来院者により快適で安全な療養環境を提供するため、病棟・外来・検査

室等の整理・整頓、清掃及び美化を徹底する。

- ・病棟は有料個室及び、廊下・天井等の共有部分を改修する。外来は2階中待合
いを中心に、各階の待合い場所を整備する。
- ・駐輪場の適正利用を推進し、利用状況に応じた運用を行う。

イ 患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、院内設備について計画的に
維持補修を行うとともに、院内に設置しているご意見箱や、患者満足度調査を通
して、患者や市民の意見を収集し、より一層の環境整備に努める。

ウ 患者ニーズを把握し、現在の活動に加えて新しい活動にも取り組めるよう、ボ
ランティアの登録者数増加に努める。院内デイケア活動におけるサポート、緩和
ケア病棟において患者に寄り添うことにより、不安の軽減、入院生活の質の向上
に繋げていく。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
療養環境の改善		
1) 周産期病室の簡易個室化	未 実 施	実 施
2) 病棟の個室及び廊下等共用部分の改修	実 施	実 施
3) 外来待合いの改修等整備	—	実 施

3 信頼性の向上と情報発信

(1) 医療の質・安全対策

＜中期目標＞

- ア 安全・安心で質の高い医療を効率的に提供できているか第三者による評価を
受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。
- イ 医療安全対策やインフォームド・コンセントを徹底すること。

ア 日本医療機能評価機構の病院機能評価の受審による医療の質改善活動の継続、
卒後臨床研修評価機構の臨床研修評価の受審による臨床研修プログラムの改善、
より良い医師の養成を進めていく。

イ 患者中心の医療を行う。

- ・各種の患者説明書及び同意書の整備
- ・インフォームド・コンセント（※）実施の徹底及び保存
※インフォームド・コンセント＝医療提供前の十分な説明と同意
- ・第三者の適時・適切な介入（相談体制の拡充、メディエーション（※）の活用、
臨床倫理検討委員会の開催、倫理監督監の任命）
※メディエーション＝患者と医療者の対話を促進する仲介的立場

ウ 医療の質の向上を図る。

- ・チーム医療及びクリニカルパスの充実
- ・第三者による視点の活用（病院機能評価など）
- ・蓄積したデータの統計化に基づく経年変化の分析や他の医療機関との比較
- ・ボトムアップ方式の活用（現場の意見の吸い上げ、TQM（※）大会の開催など）

※TQM＝トータル・クオリティ・マネジメント（病院全体で医療・サービスの質を継続的に向上させること）

エ 医療安全管理・感染制御は法人運営や危機管理の根幹をなすものであり、これらへの高い意識と理解は組織文化として醸成される必要があることから、以下の取組を進める。

- ・医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、（医療安全推進週間）等を継続して実施するなど、医療安全の充実を図る。
- ・職員への積極的な情報発信及び研修企画
- ・院内で発生した事象についての報告体制及び院内ラウンド体制の強化
- ・効果的な対策の企画と評価

オ 虐待防止（児童虐待、妊婦への虐待、夫婦間での虐待、認知症高齢者への虐待）の啓発に積極的に取り組む。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
医療安全研修受講率（％）	100.0	100.0
感染対策（ICT）研修受講率（％）	100.0	100.0

(2) 情報発信、個人情報保護

＜中期目標＞

- ア ウェブサイト等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努めること。
- イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について適切に対処し、信頼性の向上に努めること。

ア ウェブサイト（ホームページ）等により、受診案内、医療情報、診療実績及び法人の経営状況等を積極的に発信することで患者や地域との信頼関係を築き、選ばれる病院となるよう努める。

- ・ホームページ・SNS管理委員会を中心に、ホームページのリニューアルを行う。

- ・地域医療連携室を中心に、診療案内を充実させる。
- イ 患者の権利を尊重するとともに、個人情報保護について改正された個人情報保護法に基づき適切に対処し、信頼性の向上に努める。
- ・医療センターが保有する患者の個人情報を適切に取り扱うために、「診療に関する個人情報取扱マニュアル」を整備するとともに、職員に対して個人情報保護の意識啓発を行う。
 - ・医療センターが保有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、電子カルテシステム等のセキュリティ強化、バックアップ強化を行うとともに、個人情報保護の重要性を周知徹底する等の対策を講じる。
- ウ 医療事務（保険請求・領収）への市民からの信頼性の向上を図る。
- ・医療情報デジタル化推進により医療事務の効率・精度向上を図る。あわせてマイナ保険証の利用促進を引き続き行っていく。
 - ・質が担保されたDPCデータの提出及び高い精度のレセプト（診療明細）の作成により市民からの保険請求・領収への信頼性の向上を図る。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
個人情報保護研修	実 施	継 続

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域医療支援病院としての機能強化

<中期目標>

- ア 高度急性期・急性期病院である医療センターの機能を果たすために、地域の医療機関や市の関係部局と連携しつつ「かかりつけ医」を持つことの啓発を行い、病状に応じた紹介及び逆紹介により、地域で必要とされる専門的な医療、入院医療、救急医療を積極的に行い、機能分担を進めること。
- イ 院内の施設・設備を地域に開放し共同診療を行うほか、地域医療確保のための研修会の開催を行うこと。

- ア 地域医療支援病院として、また高度急性期・急性期医療を担う地域の中核病院として、圏域で目指すべき役割を明確にした上で、効果的な地域医療連携の強化に取り組むため、患者総合支援センター及び地域医療連携室の機能向上を図る。
- ・紹介患者の確実な受入れの徹底・良質な医療の提供及びかかりつけ医等への患者の逆紹介の強化
 - ・医療連携、特に下り搬送を含む退院調整機能及び退院時支援機能の強化
 - ・在宅医療の支援（在宅医療に関する情報の提供など）の強化
 - ・居宅、或いは介護施設等での療養の支援・情報提供の強化
 - ・救急医療、特に生命にかかわる重症救急患者の受入れ（救急搬送、即ICU等

入院)の強化

- ・高額医療機器共同利用の受託実績の向上(CT、MRI、超音波、骨密度など)
- ・地域の医療従事者に対する研修を継続
- ・紹介予約センター機能の拡充・強化により、患者の利便性を高める。
- ・地域連携(情報提供)ソフトの有効活用により、地域医療機関への情報提供を強化する。
- ・地域医療連携ネットワークシステムの導入を引き続き検討し、地域の医療機関との連携強化に取り組む。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
紹介患者数(初診に限る)(人)	17,855	21,000
逆紹介患者数(人)	47,524	48,000
高額医療機器の共同利用の受託件数(件)	3,265	3,400

イ 各診療科医師と地域医療連携室で紹介件数の増加のために地域医療機関への訪問を定期的に行うとともに、地域医療支援病院運営委員会や地域医療機関へのアンケートなどを通して、ニーズ把握に努め、共同診療や研修会に活用する。

また、定期的な情報誌の発刊、ホームページ等での情報発信、登録医総会、地域研修会、懇話会、連携会議等を通して顔の見える関係づくりや情報発信・共有を行う。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
登録医総会実施(1回/年)	実 施	継 続
かかりつけ医アンケート調査実施(1回/2年)	実 施	継 続
地域医療従事者向け研修会の開催(年12回以上)の実施	実 施	継 続

(2) 地域包括ケアシステム構築への貢献

<中期目標>

- ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。
- イ 医療ネットワーク構築に関する協議会等において、地域の中核病院としての役割を担うこと。

- ア 医療・介護・福祉施設や市と連携し、地域包括ケアシステムにおける高度急性期・急性期病院としての役割を果たす。
 - ・在宅療養担当医療機関、訪問看護ステーション等との共同又はビデオ通話可能な機器を用いて、退院時に居宅での療養について支援、患者紹介を行う。

- ・地域包括支援センターや介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、退院後導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービスや退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービスについて患者支援（説明・指導・ケアプラン等の作成）、患者紹介を行う。
 - ・退院後の療養において、介護サービス又は福祉サービスを提供する介護保険施設等に対する情報提供を強化する。
 - ・市、保健所、学校、保険薬局及び介護・福祉関係機関に対して積極的に情報提供を行う。
- イ 医療・介護・福祉機関等とのネットワークづくりに貢献していくとともに、地域の関係者との信頼関係を深めて連携を強化し、高度急性期・急性期病院として診断から治療、在宅へと地域全体で医療・保健・福祉サービスを切れ目なく提供していくことで在宅復帰につなげていく。
- ・地域の他の病院との役割分担の中で、高度急性期・急性期を担う病院として、急変時の受入体制の構築について検討する。
- ウ 緩和ケア病棟等を退院後の患者に、T（チーム医療）カードを発行し、急変時にはカードの提示により休日・夜間でも必ず受入を行い、退院後も患者・家族が安心して在宅療養を行える環境を継続する。
- また、在宅療養支援病院を後方支援し、さらに在宅療養後方支援病院となることを検討する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
在宅療養担当医療機関、訪問看護ステーションとの退院時共同指導及び患者紹介・情報提供の件数（件）	266	270
介護保険施設等の専門員との退院時連携指導（ケアプラン等作成支援）及び患者紹介・情報提供の件数（件）	203	220

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

＜中期目標＞

地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の構築を始め、業務運営の改善を行うこと。

また、働きたいと思われ、選ばれる病院となるよう、人事給与制度の構築や職場環境の改善、人材育成など、職員の満足度が向上する施策を展開すること。

1 業務運営体制の構築

(1) 内部統制

<中期目標>

- ア 医療センターの理念と基本方針を委託業者も含めた医療センターで働く全ての者が理解し、その目的達成に向け一丸となって引き続き取り組むこと。
- イ 地方独立行政法人に求められる内部統制の目的に留意し、当該中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、医療センターの設立目的を有効かつ効率的に果たすための仕組みを適切に運用すること。
- ウ 各種情報収集・分析を基にした企画及び院内・院外への広報や連絡調整といった、組織横断的な経営企画機能の強化を図り、リスクマネジメント体制を構築すること。
- エ 明確な役割分担と適切な権限付与により、効率的・効果的な運営を引き続き行うこと。

ア 内部統制の基盤である統制環境として、病院の理念と基本方針を策定・浸透させる。

- ・当センターの理念及び基本方針を委託業者も含めた全職員に浸透させ、実践に向け一丸となって取り組む。

イ 自治体設立の地方独立行政法人病院として、経営・運営の公共性・公平性、及び透明性を確保し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証、その結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化を図る。内部統制の構築・運用状況について、定期的に点検を行うとともに、監事の監査を受ける。また、職員一人一人が内部統制の重要性を認識し、自主的に法令を遵守し、かつ高い職業倫理及び医の倫理観を持って、有効的・効率的に業務を遂行する組織風土を醸成する。

本計画は、公立病院経営強化プランとして位置づけされており、策定段階での説明、策定後も年1回以上の点検をホームページ等で公表を行い、住民の理解を得るよう努めていく。

1) 業務の公共性・公平性及び透明性等の確保

- ・中期目標・計画に基づく運営、業務及び財務改善を行うPDCAサイクルを繰り返す。

計画・事業実績は市に報告するとともにホームページ上に公表し、透明性を確保する。

- ・診療科及び各部局毎の年度計画を策定し、月次実績及び収支状況は理事会に報告する。

- ・毎年度、決算終了後速やかに事業実績等を理事会（監事）に報告するとともに、ホームページ上での公表その他の方法により公表することにより、業務の透明性を高める。
 - 2) 財務報告の信頼性の向上
 - ・監事への病院会計・決算及び財務報告の迅速化と監査体制の確立。
 - ・月次の患者数・収支状況については毎月理事会に報告する。
 - 3) コンプライアンス（法令遵守）の強化
 - ・職員倫理規程、個人情報保護規程、ハラスメント防止規程等に基づく法令遵守意識の徹底
 - ・業務方法書・規程・マニュアルの整備状況の把握と定期的な点検の実施
 - ・内部通報窓口・外部通報窓口設置状況の把握と点検の実施
 - ・倫理監督者及びコンプライアンス統括担当監の設置（仕組み）を継続
- ウ 医療過誤といった医療安全上のリスク、職員の不祥事などの経営上のリスク、自然災害などの外的リスクに対し、適切に管理する仕組みを整備する。
- エ 重大な事象が発生した場合は、各種専門家で構成された独立した第三者による検証組織を設置し、原因の究明と再発防止策の策定を行う。

【指標】

項 目	令和 5 年度実績	今期計画
内部統制（ガバナンス）体制の確立（内部統制委員会を含む）	実 施	継 続
病院会計及び財務報告の監査体制の構築	実 施	継 続
規程・マニュアル等の整備状況の点検	実 施	継 続

(2) 医療資源等の有効活用

<中期目標>

- ア 病床、手術室の稼働状況に注視し、その効果的な活用に努めること。
- イ 医療機器の購入後は、投資に見合った活用ができているか継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ること。

ア 病棟別・診療科ごとの病床稼働率、曜日別・時間帯ごとの手術室の使用率を検証し、効果的な活用を行う。

手術室 11 室の効率的な利用を行い、手術件数、全身麻酔件数の増加を目標とする。麻酔科医、手術室看護師、臨床工学技士、薬剤師等の確保を行うことにより手術診療の質と安全を担保する。また、隣接した ICU の有効活用を目指す。

イ 電子カルテを含む病院情報システムは、病院の業務運営に欠かせない資源であり、単純に減価償却の 5 年で更新するのではなく、最大限、経済性・耐久性を考慮し、有効活用を図る。他のシステムとの関係性や利便性、情報セキュリティ強

化を考慮し、人工知能（ＡＩ）導入による医療ＤＸの推進及び次世代型（クラウド型）電子カルテシステムへの移行準備としての電子カルテシステム更新を行う。また、次々回の電子カルテシステム移行に向けて、更新後も情報収集及び移行時期の検討を行う。また、高額医療機器の使用状況を集約し、導入効果を検証していく。

ウ 国指定地域がん診療連携拠点病院としてその責務を市民に果たすために、新たに導入した放射線治療機器により、より高度な治療技術、高精度及び安全性を担保する。

今後、画像診断の有効活用として、ＩＣＴへの技術導入や地域医療機関等との画像共有等を進めていき、よりスムーズな地域医療連携に寄与していく。

【指標】

項 目	令和５年度実績	今期計画
病床稼働率（％）	78.9	85.3
総手術件数（件）	7,466	8,000
全身麻酔件数（件）	3,602	4,000
ダビンチ（ロボット支援）手術実施件数（件）	238	400
ＩＣＵ（特定集中治療室）管理件数（件）	2,576	3,300

2 人材の確保と育成

医療センターの常勤職員数（専攻医含む）は、平成２８年１０月の法人化の際の６９４人から、令和６年４月現在９２８人となり、２３４人の増員を行えた。引き続き良質な医療を提供するため、各職種の確保と育成に取り組んでいく。

(1) 人材の確保

<中期目標>

- ア 医療センターが提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の安定確保に努めること。
- イ 病院特有の事務に精通した職員を確保し、事務部門の職務能力の向上を図ること。
- ウ 各診療科や入院・外来の人員配置を適切に行い、効率的・効果的な業務運営に努めること。

ア 地域の中核病院として、高度急性期・急性期医療を提供するために必要な人材の確保（量の確保）と機能充実・拡充（質の向上）を継続していく。優秀な人材を確保し、能力を発揮できる働きやすい環境を整備する。

- ・臨床研修医、専攻医及び常勤医師の確保のため、以下の施策を行う。

- ① 働き方改革に則した勤務体制を確保する。
- ② 関連大学への働きかけを中心に、高度急性期・急性期医療を提供するうえで必要な医師を確保する。

- ・看護職については、実習生受入れ、病院見学会、働き続けることのできる環境の整備、非常勤嘱託の活用などにより、体制強化に必要な人員確保に努める。
- ・薬剤師、医療技術職、医療ソーシャルワーカーについては、患者支援の充実に必要な体制を確保するとともに、人材の確保に努める。

イ 事務職については、自ら課題解決に取り組み、将来的に病院運営の中核を担っていける人材の確保に努める。

ウ 適切かつ弾力的な人員配置

1) 医務局

医師の働き方改革にかかる時間外勤務縮減について、医師数の増加を図ることに加え、業務の効率化のためにシフト勤務など勤務時間帯の見直しやフレックスタイム制の導入など柔軟な勤務体制の構築を検討するとともに、他の医療機関での勤務時間を含めた個人別・月別の時間外勤務の実態把握、医師間のタスクシェア、他職種へのタスクシフト、当直許可申請、36協定の締結、市民・患者への働き方改革への協力依頼等を進めていく。

引き続き勤務環境の改善、時間外勤務縮減の取組を推し進め、時間外・休日勤務が、年間960時間を超える医師は生じないように取組を進め、都道府県知事への特定労務管理対象機関としての指定申請は行わない。

また、医師の他病院への派遣について、圏域において派遣ニーズがないため実施していないが、今後の状況に応じて検討する。

2) 看護局

コマンドセンター（※）運用により、病床稼働率や病床回転率、重症度、医療・看護必要度の重症患者割合等により、看護職員の傾斜配置を実施する。また、患者数や業務内容及び診療報酬に対応出来る適正配置に努めると同時に、短時間勤務や12時間夜勤、夜勤専従勤務等を促進し、多様で柔軟な勤務体制の構築と人員配置を検討する。

※コマンドセンター＝病院内の多種多様なデータを包括的に解析、分析することで、患者の入退院を最適化することを支援する医療DXツール

3) 薬務部（薬務局への格上げを検討する）

医療の質を向上するべく、患者に対する薬物治療に適切な介入を行い貢献するための人員配置を行う。院内での医薬品の安全管理と適正な供給に務めるとともに、新たな診療報酬算定による収益増、患者支援拡充に必要な効率的かつ効果的な配置を検討する。

4) 医療技術局

就業規則に定められた、医療技術局職員の勤務時間を柔軟に活用することで、各科、係の業務形態に合わせた弾力的な人員配置を行い、効率的かつ効果的な業務運営を検討する。

5) 法人本部・事務局

今後も持続可能な事務職員の適正配置を進める。将来的な人材育成を見据えたジョブローテーションを進めていく。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
医師数（専攻医含む）（人）	155	160
看護師離職率（％）	10.5	10%以内

(2) 人材の育成

<中期目標>

職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。

ア 全体

質の高い医療の提供及び安定した経営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努める。

・職員の大半が専門職であるという特殊性に鑑み、研修プログラムの改善及び充実を図り、人材育成を戦略的・計画的に行うため、研修計画の策定及び効果の検証を行う。

イ 医務局

医師については、臨床研修医制度及び専門医制度の動向に迅速かつ適切に対応し、若手医師の育成を図ることに加えて、指導医の育成も行っていく。

最新の知識・技術の取得に繋がる学会発表や研修会への参加を促し、計画的に有資格者を増やす。

ウ 看護局

看護師・助産師については、新人看護職員研修やクリニカルラダー制度による継続教育を実施する。また学会発表や研修会への参加を推進する。

患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、診療看護師（Nurse Practitioner:NP）、専門看護師、認定看護師及び認定看護管理者の育成に取り組む。また、看護師の特定行為研修指定研修機関として、特定行為を行う看護師の養成に取り組む。

エ 薬務部（薬務局への格上げを検討する）

薬剤師については、薬剤師研修制度の動向に迅速かつ適切に対応し、若手薬剤師の育成を図ることに加えて、専門薬剤師の育成も行っていく。また、新人

薬剤師教育や実務実習生に対する教育プログラムの改善及び充実に図り、学会発表や研修会への参加を推進する。

オ 医療技術局

医療技術局については、それぞれの領域の専門技師・認定技師等の資格取得、資格維持に繋がる各種学会や研修会の参加を促し、医療技術職として、専門的な知識と技術を高め、最新の医療技術、医療機器に対応できる人材育成に取り組む。

カ 法人本部・事務局

計画的なジョブローテーションを進め、職員のスキルアップと院内の連携強化を図り、広い視野で病院全体を見渡すことができる人材を育成する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
指導医数（人）※延数（領域毎にカウント）	170	180
（うち新規取得数）（人）	7	5
診療看護師（NP）、専門・認定看護師、認定看護管理者、特定行為ナース数（人）	41	55

(3) 人事給与制度

＜中期目標＞

- ア 職員の業務や能力を適切に評価できる人事評価制度の構築を検討すること。
- イ 職員の給与は、当該職員の勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合させること。

ア 中期計画の実現に向けて、モチベーションの向上、人材育成、経営意識の向上を柱とした、人事評価制度の構築に取り組む。

イ 職員給与の適正化に向けて、同規模病院を参考に持続可能な給与制度を構築し、職員一人一人が働き甲斐を感じることができるよう経営状況や人事評価等によるインセンティブを検討する。

ウ 働き方改革の推進に向けて、有給休暇の取得推進と労働時間の適正化に向けた取り組みを進める。特に、長時間労働に起因する健康障害の防止に努める。

エ 優秀な成績を残した所属や職員を表彰することで、組織の活性化とモチベーションの向上を促す。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
人事評価制度の実施	実 施	継 続

(4) 職員満足度の向上

<中期目標>

- ア ワークライフバランスに配慮した働きやすい就労環境の整備に努めること。
- イ 職員が満足して働くことができているか定期的に測定し、適切に評価すること。また、その結果を現場にフィードバックし、結果の有効活用を図ること。
- ウ 職員が明確なキャリアプランを描けるよう支援するとともに、自己研鑽を推進すること。

ア ワークライフバランスに配慮した、働きやすく、働きがいのある職場環境の実現に向け、就労環境の向上を図る。また、子育てや介護に資する制度について、利用者だけではなく全ての職員が理解を深め、多様な働き方を認め合い、制度の利用と職場復帰がしやすい環境づくりを進める。

- ・時間内診療の効率アップ及び時間外労働時間、特に緊急医療等従事の時間を除く平日の残業時間の短縮を図る。
- ・外来診療において国（診療報酬制度）が進めている紹介による「専門外来の確保」及び「一般再来外来の縮小」を推進し、医師等医療従事者の負担軽減を図る。
- ・院内保育所の充実及び受入れ拡大を図る。

イ 職員満足度調査を定期的に実施し、職員の意見、要望をよりの確に把握して、その結果の有効活用を図る。

ウ 専門性向上のための資格取得に対する支援制度を設け、各職種の専門、認定資格取得を促進し、患者に質の高い医療を提供できる体制を整備する。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
（医師）時間外労働年720時間超えの医師数（％）※	6.0	10.0
有給休暇取得率（％）	77.1	78.0
職員アンケート総合満足度（60％以上）	未達成 (56%)	達成

※令和6年度より時間外、休日、深夜の緊急医療への対応について960時間まで認めることとした。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

＜中期目標＞

地方独立行政法人の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、収入確保及び費用の節減、その他中期目標に定める種々の経営改善に取り組み、財務内容の改善を図ること。

1 経営基盤の確立

＜中期目標＞

- ア 毎年度の経常収支比率を改善すること。
- イ 業務運営に必要な資金を安定的に確保すること。

法人化2年目の平成30年度に経常収支を黒字化し、以降、令和2年度から4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症対策の補助金も活用しながら、黒字経営を継続した。令和4年度末には利益剰余金が33億円に達し、安定した経営基盤を築いたと評価できる。しかし、令和5年度は赤字に転じたため、経営の立て直しを図り、収益増のための設備投資等を行い、令和12年度の黒字化を目指す。

ア これまでに整備した人的及び物的な医療資源を最大限有効活用し、従来の経営指標に加え、運営費負担金の影響を除外した修正医業収支比率などの新たな指標を用いて、経営状況を実態に即した評価をすることで、収支改善を加速させる。

イ 資金計画に基づき業務運営に必要な資金（運営費負担金含む）を安定的に確保し、財務基盤の安定化を図る。

【指標】

項 目	平成29年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	今期計画
経常収支比率（％）	95.2	115.3	106.0	96.3	93.8
医業収支比率（％）	100.1	101.7	101.9	101.1	100.5
修正医業収支比率（％）	—	95.5	95.7	95.0	93.9
参考）病院事業決算状況（地独）					
修正医業収支比率（％）全国平均	—	85.9	83.5	—	—
類似平均（500床以上）	—	90.9	88.0	—	—

※公営企業会計数値については、営業＝医業と置き換えて記載。その他医業（医業外）収益の中に運営費負担金（他会計負担金）収益は含めずに記載。

※修正医業収益とは、営業収益から運営費負担金等収益を除いた収益で、修正医業収支比率とは、修正医業収益の営業費用に占める割合をいう。

2 収入の確保

<中期目標>

- ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、新たな基準・加算の取得などにより収益を確保すること。
- イ 地域医療機関からの新規紹介患者の増加を図り、新規入院患者の増加及び病床利用率の向上による増収を目指すこと。
- ウ 医療事務の電子化と精度向上を図り、適切な診療報酬の請求に努めること。
- エ 未収金の未然防止対策及び早期回収に努めること。
- オ 診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。

ア 診療報酬制度改定に迅速かつ適正に対応し、施設基準や管理加算などの要件変更を常に注視しながら、必要な人材を確保するなど、収益向上に向けた取り組みを強化する。

イ 外来医療では新規紹介患者数を、入院医療では新規入院患者数を最重要業績評価指標（KPI）とし、外来初診患者数と新入院患者数の増加に最大限努める。退院支援を強化し、病床回転率の向上を図るとともに、入院単価の向上やクリニカルパスの適正化など、各部門で具体的な目標を設定し、その達成状況を定期的に確認することで、経営管理を徹底する。

ウ 医学管理料ナビ、診療報酬算定補助ソフト等を有効活用し、精度の高い診療報酬請求に繋げる。

エ 未収金の適切な防止と回収

- ・患者に対する入院時の説明の徹底や院内連携により、未収金の発生の防止に努めるとともに、発生した未収金については、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の法的保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医業収益に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

オ 診療報酬制度によらない料金の設定

- ・室料差額、産婦人科関係料金、文書料などの料金については、常に原価を意識し、周辺医療機関との比較検討を行ったうえで、適宜見直しを行う。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
入院診療提供額（百万円）	12,150	15,284
外来診療提供額（百万円）	5,870	5,754

※外来診療については、一般外来は縮小、専門外来を強化

3 費用の節減

<中期目標>

- ア 人件費比率の適正化を図ること。
- イ 後発医薬品採用の更なる促進を図ること。
- ウ 診療材料等の調達コストの削減を図ること。
- エ 各種契約の見直し（仕様の見直し、複数年契約等）により、経費の削減を図ること。

- ア 職員の働き方改革を推進し、医療の質の向上、医療安全の確保、患者サービスの向上を図りながら、中期計画期間における医業収益（医療提供額）、職員数、人件費支出見込に基づき、人件費比率を算出し適正な水準を目指していく。
- イ 切り替え可能な薬品について、原則的に後発医薬品を採用していく。
- ウ 医薬品、診療材料、医療機器の購入について、引き続きベンチマークシステムを活用した折衝を行い調達コストの節減に努める。診療材料について、採用品目の見直しを行い、費用の節減を図る。
- エ 人的業務の委託契約及び機器・設備の保守委託契約について、仕様の見直しを行うことで効率化を図り、委託費の節減を図る。

【指標】

項 目	令和5年度実績	今期計画
修正医業収益対人件費比率（％）	50.7	51.1
修正医業収益対材料費比率（％）	31.1	31.3
修正医業収益対経費比率（％）	14.9	15.6

第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 中河内救命救急センターの運営

<中期目標>

- ア 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について、本市とともに大阪府と十分な協議を行い方向性を決定すること。
- イ 医療センターと中河内救命救急センターの連携強化による効率化など、相乗効果を発揮すること。
- ウ 事業運営に当たっては収支状況に注視し、管理運営事業の委託者である大阪府と十分な調整を図ること。

- ア 三次救急は大阪府の責務であるとの認識のもと、指定管理期間が満了となる令和9年度以降の運営について、大阪府、東大阪市と協議のうえ決定していく。

- イ 大阪府民の命を守るために、中河内救命救急センターと医療センターが連携して救急患者に対し、より安全でレベルの高い医療対応を行う。
- ウ 毎月・毎年度の収支状況に基づき、大阪府との十分な調整を継続していく。

2 施設整備に関する事項

<中期目標>

- ア 建築から25年以上経過した施設・設備について、計画的に適切な点検・改修・更新を行い、長寿命化を進めること。
- イ 従来の想定を超える災害発生時に対応できるよう、施設の強靱化について検討し、取組を進めること。

ア 施設の長寿命化

築25年以上が経過し老朽化した施設・設備について、これまで以上に病院全体の美化の徹底、適切な点検を実施するとともに、中期保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図る。長寿命化に限らず、現在の医療提供に必要な設備改修については、積極的に行う。

- ・病院（療養環境・職場環境）の美化

これまでの補修・修繕計画にとらわれずに、病院全体の美化を徹底して行う。

イ 災害対応

従来の想定を超える自然災害の際、患者の生命及び病院機能を守るため、地下一階の電力・ガス・水道を含むインフラ供給設備を整備する。

- ウ 計画期間中の施設改修、設備整備、医療機器導入・更新、デジタル化対応を行う項目及び費用見込は以下のとおり。

（単位：
百万円）

項 目	取組内容	計画期間 における 見込額	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度
施設改修	内装改修工事	7,133	1,690	1,085	2,318	2,040
設備整備	電気・空調・衛生などの設備更新	1,465	268	125	422	650
医療機器導入・更新	高度医療機器	2,580	564	747	459	810
デジタル化対応	システムの導入・更新	2,100	2,100	0	0	0
合 計		13,278	4,622	1,957	3,199	3,500

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金額	年度別内訳			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入	110,237	25,418	28,874	27,340	28,605
営業収益	93,961	22,511	23,129	23,888	24,433
医業収益	81,800	19,498	20,087	20,848	21,367
運営負担金	3,758	927	938	936	957
救命救急センター事業収益	8,094	2,010	2,028	2,028	2,028
その他営業収益	309	76	76	76	81
営業外収益	686	162	169	167	188
運営費負担金	222	46	53	51	72
その他営業外収益	464	116	116	116	116
資本収入	15,586	2,744	5,575	3,284	3,983
運営費負担金	4,308	1,033	1,269	1,222	784
長期借入金	11,278	1,711	4,306	2,062	3,199
その他資本収入	0	0	0	0	0
その他の収入	4	1	1	1	1
支 出	114,167	29,243	27,414	28,861	28,649
営業費用	92,760	22,782	23,124	23,369	23,485
医業費用	79,179	19,392	19,722	19,972	20,093
給与費	39,033	9,669	9,788	9,788	9,788
材料費	28,253	6,746	6,931	7,197	7,379
経費	11,616	2,907	2,934	2,918	2,857
研究研修費	277	70	69	69	69
救命救急センター事業費	7,938	1,971	1,989	1,989	1,989
一般管理費	5,643	1,419	1,413	1,408	1,403
営業外費用	359	82	95	87	95
資本支出	21,146	6,379	4,195	5,405	5,069
建設改良費	13,278	4,622	1,957	3,199	3,500
償還金	7,766	1,756	2,237	2,205	1,568
その他資本支出	4	1	1	1	1
その他の支出	0	0	0	0	0

注1) 計数は、項目毎に四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動等は考慮していない。

【人件費の見積】

期間中総額42,084百万円を支出します。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、職員手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するもの。

(令和7年度:10,432百万円、令和8年度:10,551百万円、令和9年度:10,551百万円、令和10年度:10,550百万円)

【運営費負担金の繰出し基準等】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金額	年度別内訳			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入	94,675	22,725	23,325	24,037	24,588
営業収益	94,025	22,572	23,165	23,879	24,409
医業収益	81,685	19,473	20,057	20,818	21,337
運営費負担金収益	3,758	927	938	936	957
資産見返物品受贈額戻入	19	6	6	6	1
資産見返補助金等戻入	164	81	61	16	6
救命救急センター事業収益	8,094	2,010	2,028	2,028	2,028
その他営業収益	305	75	75	75	80
営業外収益	646	152	159	157	178
運営費負担金	222	46	53	51	72
その他営業外収益	424	106	106	106	106
臨時利益	4	1	1	1	1
支 出	100,348	24,585	24,952	25,279	25,542
営業費用	95,064	23,177	23,750	23,962	24,175
医業費用	81,245	19,741	20,289	20,502	20,712
給与費	38,913	9,600	9,757	9,751	9,805
材料費	25,685	6,133	6,301	6,543	6,708
経費	10,494	2,646	2,631	2,616	2,601
減価償却費	5,901	1,299	1,537	1,529	1,536
研究研修費	252	63	63	63	63
救命救急センター事業費	8,094	2,010	2,028	2,028	2,028
一般管理費	5,725	1,426	1,433	1,432	1,434
営業外費用	5,284	1,408	1,192	1,317	1,367
臨時損失	0	0	0	0	0
純利益	△5,673	△1,860	△1,617	△1,242	△954
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	△5,673	△1,860	△1,617	△1,242	△954

注1）計数は、項目毎に四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

注2）期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動等は考慮していない。

3 資金計画（令和7年度から令和10年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金額	年度別内訳			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資金収入	117,671	32,855	32,485	32,409	32,153
業務活動による収入	98,955	23,706	24,567	25,277	25,405
診療業務による収入	81,800	19,498	20,087	20,848	21,367
運営費負担金による収入	8,288	2,006	2,260	2,209	1,813
救命救急センター事業による収入	8,094	2,010	2,028	2,028	2,028
その他業務活動による収入	773	192	192	192	197
投資活動による収入	0	0	0	0	0
その他の投資活動による収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	11,278	1,711	4,306	2,062	3,199
長期借入による収入	11,278	1,711	4,306	2,062	3,199
その他の財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標期間からの繰越金	7,438	7,438	3,612	5,070	3,548
資金支出	117,671	32,855	32,485	32,409	32,153
業務活動による支出	93,119	22,864	23,220	23,455	23,560
給与費支出	42,084	10,432	10,551	10,551	10,550
材料費支出	28,253	6,746	6,931	7,197	7,379
救命救急センター事業による支出	7,938	1,971	1,989	1,989	1,989
その他の業務活動による支出	14,844	3,715	3,749	3,718	3,662
投資活動による支出	13,282	4,623	1,958	3,200	3,501
有形固定資産の取得による支出	13,278	4,622	1,957	3,199	3,500
その他の投資活動による支出	4	1	1	1	1
財務活動による支出	7,766	1,756	2,237	2,205	1,568
長期借入金の返済による支出	5,215	825	1,333	1,489	1,568
移行前地方債償還債務の償還による支出	2,551	931	904	716	0
その他の財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中期目標期間への繰越金	3,504	3,612	5,070	3,549	3,504

注1）計数は、項目毎に四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

注2）期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価変動等は考慮していない。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 1, 0 0 0 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余が生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金及び借入金の償還等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

医療センターの料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（診療報酬算定）により算定した額。
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準（食事療養及び生活療養費用算定基準）により算定した額。
- (3) 特別室又は個室に入院する者から徴収する入院料加算額及び診断書等の交付手数料については、理事長が定める。
- (4) 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭

和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税が課されるものについては、これらの規定による消費税の額及び地方消費税の額に相当する額（これらの額の合計額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加算して徴収する。

(5) 前各号に定める以外の診療料金等については、理事長が定める。

2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診療料金等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 診療料金等を納付する資力がないと認めるとき。
- (2) 前号のほか、特別の理由があると認めるとき。

第 12 地方独立行政法人市立東大阪医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 中期目標の期間を超える債務負担

(単位：百万円)

項 目	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	2,572	0	2,572
長期借入金償還債務	5,292	5,495	10,787

2 積立金の処分に関する計画

なし

3 前 2 号のほか、法人の業務運営に関し必要な事項

なし

HHGTASTHHOSTAKA